

看護部門調査実施要領

1 目的

本調査は、医療法第25条第1項及び看護師等の人材確保の促進に関する法律第4条第4項及び第8条に基づき実施し、各病院における看護提供体制の改善に向けた方策を検討する機会とするとともに、施策を展開するための基礎資料とすることにより、看護職員の確保と資質向上及び県民の安心・安全を支える質の高い看護提供体制の構築に資することを目的とする。

2 対象施設

立入検査を行うすべての病院

3 実施期間

当該年度の3月末まで（立入検査と同日に実施）

4 実施主体

山口県

※調査票等の配布・回収、看護部門の長へのヒアリング等は、健康福祉センター及び下関市立下関保健所（以下「保健所等」という。）が実施

5 実施方法

- (1) 保健所等は、看護部門調査票及び病院看護機能評価表を対象施設に配布する。
- (2) 対象施設の看護部門の長は、看護部門調査票等に必要事項を記入し、保健所等が定める期日までに保健所等へ提出する。
- (3) 病院看護機能評価表については、総評（P1）のみ提出とし、P2以降の提出は求めない。
- (4) 保健所等は、調査票等の内容を確認し、調査当日に看護部門の長にヒアリングを行い必要に応じて助言を行う。
- (5) 保健所等は、当該年度の3月末までに調査票等を県医療政策課宛て提出する。